

## 地域密着型通所介護事業所の新規指定について

平成 28 年 4 月から、利用定員が 19 名未満の通所介護事業所は地域密着型サービスに位置付けられ、指定権者が東京都から事業所所在地の自治体：江戸川区に変更になりました。

新規指定を行う場合のスケジュールは以下のとおりです。

|   | 項目        | 期日等                                                            | 備考                                                                          |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事前相談      | 必ず、賃貸契約・改修工事等計画を進める前にご相談ください。                                  | ・ 要持参書類：事業所平面図、検査済証<br>・ 事業計画について具体的な内容をお聞きし、問題がなければ新規指定申請書類について説明します。      |
| 2 | 指定申請書類の準備 | ・ 申請書類の完成をもって申請受理となります。<br>・ 指定は毎月 1 日付で行います。                  | ・ 新規指定書類一式を提出してください。<br>原則、 <u>電子申請・届出システム</u> で提出してください。                   |
| 3 | 指定申請の受理   | ・ 指定予定月の 2 箇月前の 25 日までに申請が受理されていることが審査の条件となります。余裕を持って申請してください。 | ・ <u>書類に不備がある場合は受理できません。</u>                                                |
| 4 | 指定申請書類の審査 |                                                                | ・ 申請内容が、人員、設備及び運営基準等を満たしているか審査を行います。                                        |
| 5 | 指定前現地調査   | ・ 指定予定月の 2 箇月前の末日～前月上旬頃                                        | ・ 提出された申請書類の内容について現地調査を行います。                                                |
| 6 | 指定・公示     | ・ 指定月の前月末日までに                                                  | ・ 全ての指定要件を満たすと認められる場合に指定を行います。<br>・ 指定通知書を事業者宛に郵送します。<br>・ 事業所の指定について公示します。 |

【例】7 月 1 日付指定の場合

| ～4 月（3 箇月前） | 5 月（2 箇月前）                   | 6 月（前月）        | 7 月            |
|-------------|------------------------------|----------------|----------------|
| 事前相談        | 申請書類提出                       | ・ 指定通知書郵送      | <u>指定（7/1）</u> |
| 申請書類作成      | <u>申請受理（5/25 ㄨ）※</u><br>・ 審査 | ・ 公示<br>・ 現地調査 | 事業所開設          |

※申請受理（申請書類の整備・完成後）が 2 箇月前の 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに間に合わない場合は、自動的に翌月の指定（上表の場合、8/1 指定）に繰り延べとなります。

●事前相談窓口 ※電話でご相談の上、来庁の際は事前予約をお願いします。

江戸川区福祉部介護保険課指導係（江戸川区役所本庁舎 2 階 2 番窓口）

電話：03-5662-0892